

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 141・2009/02/07～2009/02/13

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 2009 年进口许可证管理货物目录..... 2
- 建设项目环境影响评价文件分级审批规定..... 2
- 上海市 2009 年安全生产工作意见..... 2
- 关于修改《特种设备安全监察条例》的决定..... 3
- 关于做好当前经济形势下就业工作的通知..... 3
- 《海关进出口货物减免税管理办法》涉及的法律文书及相关报表格式..... 3
- 关于在 2008 年度企业年检中做好帮扶企业工作的通知..... 4

二、相关新信息

- 《关于对未达申报标准涉嫌垄断的经营者集中调查处理的暂行办法(草案)》征求意见..... 5
- 近期重点行业振兴规划动态..... 5
- 外商在上海设立总部经济机构累计达 676 家..... 6
- 互联网络中的商标侵权及其应对简析..... 6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 2009 年輸入許可証管理貨物目録..... 2
- 建設プロジェクト環境アセスメント書類等等級別
審査許可規定..... 2
- 上海市 2009 年安全生産作業意見..... 2
- 「特殊設備安全監察条例」改正についての決
定..... 3
- 現在の経済情勢下における就業作業を貫徹
することについての通知..... 3
- 「税関輸出輸入貨物減免税管理弁法」に関連
する法律文書及びかかる諸表書式..... 3
- 2008 年度の企業年度監査において企業の援
助扶助作業を貫徹することについての通知..... 4

二、関連する新情報

- 「申告基準には至らないが寡占の疑いのある事業者集中に対する調査処理についての暫定弁法(草案)」が意見を募集する..... 5
- 近日における重点産業振興計画の動き..... 5
- 外国投資家が上海に設立した本部経済機関は累計 676 社に上る..... 6
- インターネットにおける商標権侵害及びその対応策の簡潔な分析..... 6

一、相关新法令、新政策

● 2009 年进口许可证管理货物目录

【发布单位】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局 2008 年第 99 号公告

【发布日期】2008-12-10

【实施日期】2009-01-01

【提示】根据该公告，2009 年实行进口许可证管理的货物 2 种，为消耗臭氧层物质、重点旧机电产品，总计 83 个 8 位 HS 编码（含 154 个 10 位 HS 编码）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info158554.htm>

● 建设项目环境影响评价文件分级审批规定

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环境保护部令 第 5 号

【发布日期】2009-01-16

【实施日期】2009-03-01

【提示】根据该规定，建设项目环境影响评价文件的分级审批权限，原则上按照建设项目的审批、核准和备案权限及建设项目对环境的影响性质和程度确定。该规定还对环境保护部审批的项目，以及一些行业项目的审批级别进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/06/content_1223536.htm

● 上海市 2009 年安全生产工作意见

【发布单位】上海市安全生产委员会办公室

【发布文号】沪安委办（2009）3 号

【发布日期】2009-01-21

【提示】根据该通知，2009 年上海市将推进危险化学品生产储存企业布局调整、危险化学品运输安全动态联控机制建设，并将强化危险化学品、特种设备的安全监管等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200902/t20090203_5894.html

一、関連する新法令、新政策

● 2009 年輸入許可証管理貨物目録

【発布機関】商務部、税関総署、国家質量監督検査検疫総局

【発布番号】商務部、税関総署、国家質量監督検査検疫総局 2008 年第 99 号公告

【発布日】2008-12-10

【施行日】2009-01-01

【コメント】本公告によると、2009 年に輸入許可証管理を実施する貨物 2 品目はオゾン層破壊物質、重点中古機電製品であり、合計 83 の 8 桁の HS コードである。（154 の 10 桁の HS コードを含む。）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info158554.htm>

● 建設プロジェクト環境アセスメント書類等級別審査許可規定

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環境保護部令 第 5 号

【発布日】2009-01-16

【施行日】2009-03-01

【コメント】本規定によると、建設プロジェクト環境アセスメント書類の等級別審査許可権限は、原則として、建設プロジェクトの審査許可、認可及び届出の権限並びに建設プロジェクトの環境に対する影響の性質及び程度により確定する。本規定は、環境保護部門が審査許可するプロジェクト、及び産業プロジェクトの審査許可等級についても規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/06/content_1223536.htm

● 上海市 2009 年安全生産作業意見

【発布機関】上海市安全生産委員会弁公室

【発布番号】滬安委弁[2009]3 号

【発布日】2009-01-21

【コメント】本通知によると、2009 年において上海市は危険化学品生産保蔵企業の配置調整、危険化学品輸送安全動態共同制御メカニズムの建設を推進し、かつ危険化学品、特殊設備の安全性の監督等を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200902/t20090203_5894.html

● 关于修改《特种设备安全监察条例》的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 549 号

【发布日期】2009-01-24

【实施日期】2009-05-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/jwqk/2009-02/06/content_1223647.htm

● 关于做好当前经济形势下就业工作的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2009〕4 号

【发布日期】2009-02-03

【提 示】该通知规定了 26 项促进就业的措施，其中包括：

- 完善鼓励发展轻工、纺织、建筑等劳动密集型产业的财税、金融等扶持政策，以创造更多就业机会。
- 减轻企业负担。各地可以通过缓缴社会保险费，阶段性降低社会保险费率运用失业保险基金结余引导困难企业不裁员或少裁员等措施，稳定就业岗位。
- 规范企业裁员行为。企业需要裁减人员 20 人以上，或者裁减不足 20 人但占企业职工总数 10% 以上，需提前 30 日向工会或者全体职工说明情况，听取工会或者职工意见后，向当地劳动保障部门报告裁减人员方案；等等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/jwqk/2009-02/10/content_1226243.htm

● 《海关进出口货物减免税管理办法》涉及的法律文书及相关报表格式

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2009 年第 8 号

【发布日期】2009-02-04

【实施日期】2009-02-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info157787.htm>

● 「特殊設備安全監察条例」改正についての決定

【発布機関】国務院

【発布番号】国務院令 第 549 号

【発 布 日】2009-01-24

【施 行 日】2009-05-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/jwqk/2009-02/06/content_1223647.htm

● 現在の経済情勢下における就業作業を貫徹することについての通知

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2009〕4 号

【発 布 日】2009-02-03

【コメント】本通知は就業を促進する措置を 26 項目規定しているが、具体的な内容は次の通りである、

- 軽工業、紡織、建築等の労働集約型産業の発展を奨励する財政・税務、金融等の扶助政策を整えることで、より多くの就業機会を創出する。
- 企業の負担を軽減する。各地域において社会保険料の納付を延期し、社会保険料率を段階的に引き下げ、失業保険基金の残高を運用することで、困難な企業が人員削減をせず又は人員削減数を抑えるようにする等の措置を通じ、就業ポストを安定させることができる。
- 企業の人員削減行為を規範化する。企業が 20 名以上の人員削減を行わなければならない又は削減する人数が 20 名未満であるが企業の従業員総数の 10% 以上を占める場合、30 日前までに労働組合又は全従業員に状況を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取した後で、労働部門に人員削減方案を報告しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/jwqk/2009-02/10/content_1226243.htm

● 「税関輸出入貨物減免税管理弁法」に関連する法律文書及びかかる諸表書式

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2009 年第 8 号

【発 布 日】2009-02-04

【施 行 日】2009-02-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info157787.htm>

● 关于在 2008 年度企业年检中做好帮扶企业工作的通知

【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】工商企字（2009）22 号
 【发布日期】2009-02-05
 【实施日期】2009-01-01
 【提 示】该通知要求各地工商机关在 2008 年度年检期间开展帮扶企业活动，这些帮扶措施包括：

帮扶对象	帮扶内容
股权权能完整、资金有困难的企业	支持其采取以股权出质、出质等多种方式，解决当前资金短缺、融资难的问题。
2008 年 07 月 01 日以后出资期限到期的无违法记录的企业，因资金紧张无法按时缴付出资的	依企业申请，允许延长出资期限至 2009 年底。
企业生产经营受国际金融危机影响，需要调整经营方向的	支持企业利用现有经营条件，开展相关项目的经营，为企业办理经营范围变更登记提供便利。
受国际金融危机影响，企业成立后超过六个月未开业，或者开业后自行停业连续六个月以上的	允许其延续至 2009 年底。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwxq/zwdt/zyfb/t20090206_44991.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 2008 年度の企業年度監査において企業の援助扶助作業を貫徹することについての通知

【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】工商企字〔2009〕22 号
 【発 布 日】2009-02-05
 【施 行 日】2009-01-01
 【コメント】本通知は、各地の工商機関に対し、2008 年度の年度監査期間中に企業を援助し扶助する活動を行うよう求めるものであり、これらの援助扶助措置は次の通りである。

援助扶助対象	援助扶助内容
持分の権能が整い、資金面で困難がある企業	同企業が持分による出資、質権設定等の複数の方法を講じ、現在の資金不足、融資難という問題を解決するよう支援する。
2008 年 7 月 1 日以降に出資期限が満了する違法記録のない企業が、資金繰りが悪化し、期日通りに出資金を払い込むことができない場合	企業からの申請があれば、出資期限を 2009 年末まで延長することを認める。
企業の生産経営が世界的金融危機の影響を受け、経営の方向性を調整する必要がある場合	企業が現在の経営条件を利用し、かかるプロジェクトを経営を行うことを支援し、企業が経営範囲の変更登記を行うにあたっての利便を提供する。
世界的金融危機の影響を受け、企業が成立してから 6 ヶ月を経過したが開業しておらず、又は開業後に連続して 6 ヶ月以上生産停止した場合	2009 年末まで延長することを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwxq/zwdt/zyfb/t20090206_44991.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 《关于对未达申报标准涉嫌垄断的经营者集中调查处理的暂行办法（草案）》征求意见

为规范对未达申报标准但涉嫌具有或者可能具有排除、限制竞争效果的经营者集中的调查处理，商务部组织制定了《关于对未达申报标准涉嫌垄断的经营者集中调查处理的暂行办法（草案）》，现公开征求意见（截止日期为 2009 年 03 月 06 日）。查阅草案全文，请点击以下网址：
<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200902/20090206031314.html>。

（摘自 2009 年 02 月 06 日商务部网站）

● 近期重点行业振兴规划动态

国务院总理温家宝日前主持召开国务院常务会议，审议并原则通过船舶工业调整振兴规划。查阅相关信息，可点击以下网址：
http://www.gov.cn/jdhd/2009-02/11/content_1228233.htm。

日前，工业和信息化部主导制定的中国电子信息产业振兴规划（2009 年——2011 年）初稿已正式完稿，规划中将提出加快实施一批重大工程，主要涉及集成电路、平板产业、3G、宽带通信等。规划提出了十大政策措施，其中包括：

1. 改善投资环境，鼓励地方政府进一步调动资源支持企业创业发展，帮助困难企业渡过危机；
2. 加快出台和落实财税扶持政策，加快出台进一步鼓励软件产业和集成电路产业的若干政策，继续延长原来鼓励政策实施期限（延续集成电路进口设备免进口环节增值税、延长 2010 年到期的软件产品增值税政策），免除软件企业营业税，落实 2008 年财税 1 号文有关优惠政策；
3. 加大对外向型企业的支持力度，将彩管、玻壳等 25 种重点电子产品出口退税比例升至 17%，加大出口信贷、信用保险等方面的支持力度。

（摘自 2009 年 02 月 13 日《21 世纪经济报道》）

● 「申告基準には至らないが寡占の疑いのある事業者集中に対する調査処理についての暫定弁法（草案）」が意見を募集する

申告基準には至らないが競争の効果を排除し、制限する疑いがあり又はそのおそれのある事業者の集中に対する調査処理を規範化するため、商務部は「申告基準には至らないが寡占の疑いのある事業者集中に対する調査処理についての暫定弁法（草案）」を制定し、現在、パブリックコメントを募集している。（募集締切日は 2009 年 3 月 6 日）草案の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。
<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200902/20090206031314.html>。

（2009 年 2 月 6 日付の商務部ウェブサイトより抜粋）

● 近日における重点産業振興計画の動き

温家宝國務院総理は、先頃、國務院常務會議の開催を主宰し、船舶工業調整振興計画を審議し、原則可決した。かかる情報をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/jdhd/2009-02/11/content_1228233.htm。

先頃、工業情報化部が率先して制定した中国電子情報産業振興計画（2009 年——2011 年）の初稿が正式に脱稿し、計画の中では一連の重大工程の実施の加速を取り上げ、それは主に集積回路、フラット産業、3G、ブロードバンド通信等に言及されている。計画においては、10 大政策措置が打ち出されているが、具体的には次の通りである。

1. 投資環境を整え、地方政府が資源を一層集約させ企業の創業発展を支援し、困難な企業が危機を乗り越えるうえでの協力を行うことを奨励する。
2. 財政・税務補助政策の公布と遂行を加速し、ソフトウェア産業と集積回路産業を一層奨励する若干の政策の公布を加速し、もとの奨励政策の実施期限を引き続き延長し（集積回路輸入設備の輸入増値税免除を続行し、2010 年に期限到来するソフトウェア製品増値税政策を延長する）、ソフトウェア企業の営業税を免除し、2008 年財政・税務 1 号文書のかかる特惠政策を遂行する。
3. 輸外型企業に対する支援を強化し、カラーテレビのブラウン管、ガラスバルブ等の 25 品目の重点電子製品輸出戻し税率を 17%に引き上げ、輸出の融資、信用保険等の分野での支援を強化する。

（2009 年 2 月 13 日付の「21 世紀經濟報道」より抜粋）

● 外商在上海设立总部经济机构累计达 676 家

据上海市商务委员会最新统计，2008 年外商在上海新设立总部经济机构 83 家。截至 2008 年底，外商在上海累计设立总部经济机构 676 家，其中地区总部 224 家，投资性公司 178 家，研发中心 274 家。

(摘自 2009 年 02 月 13 日新华网)

● 外国投資家が上海に設立した本部経済機関は累計 676 社に上る

上海市商務委員會の最新の統計によると、2008 年に外国投資家が上海に新設した本部経済機関は 83 社である。2008 年末までの時点で、外国投資家が上海に設立した本部経済機関は、累計して 676 社であり、そのうち地域本部は 224 社、投資性会社は 178 社、R&D センターは 274 社である。

(2009 年 2 月 13 日付の新華網ウェブサイトより抜粋)

● 互联网络中的商标侵权及其应对简析

涉及到互联网络的商标侵权事件（通常认为，主要是电子商务中的商标侵权和网络域名中的商标侵权）时有发生，给商标权人造成了较大的损失。以下，对于互联网络中的商标侵权问题，律师简要分析如下：

电子商务中的商标侵权

中国目前没有统一的电子商务立法，电子商务中的商标侵权仍然以《中华人民共和国商标法》（全国人大常委会；2001 年 10 月 27 日修订）及《中华人民共和国商标法实施条例》（国务院；自 2002 年 09 月 15 日起施行）以及相关司法解释作为法律依据。对于电子商务中的商标侵权主要方式，律师简要制表分析如下：

电子商务模式	侵权主体	简析
C2C 模式 (Customer to Customer): 除买家和卖家外, 还存在第三方交易平台, 如淘宝网等	- 交易平台上的店铺店主: 直接侵权者。 - 交易平台提供商: 视其是否尽到合理的注意义务而可能成为间接或者帮助侵权者。	- 根据《中华人民共和国商标法》第 52 条的规定, “未经商标注册人的许可, 在同一种商品或者类似商品上使用与其注册商标相同或者近似的商标的” 以及 “销售侵犯注册商标专用权的商品的” 均属于侵犯注册商标专用权的行为, 因此, 店铺店主通常构成商标侵权。 - 作为交易平台提供商, 需要结合《合同法》等的规定, 审查其是否尽到合理注意义务 (例如: 是否进行了事前告知, 是否在发现店铺违法后存在不作为行为等), 如果其未尽到义务, 则可能构成间

● インターネットにおける商標権侵害及びその対応策の簡潔な分析

インターネットにおける商標権侵害事件 (通常、主に電子商取引における商標権侵害及びインターネットドメインにおける商標権侵害と考えられる) が時折発生し、商標権者に多大の損失をもたらしている。以下、インターネットにおける商標権侵害問題について、筆者は簡潔に分析する。

電子商取引における商標権侵害

中国には現在統一した電子商取引の立法がなされておらず、電子商取引における商標権侵害は、依然「中華人民共和国商標法」(全国人民代表大会常務委員会、2001 年 10 月 27 日改正) 及び「中華人民共和国商標法实施条例」(國務院、2002 年 9 月 15 日施行) 及びかかる司法解释を法的根拠としている。電子商取引における商標権侵害に対する主な方法につき、筆者は下表に簡潔に分析する。

電子商取引パターン	権利侵害主体	簡潔な分析
C2C パターン (Customer to Customer): 買い手と売り手のほかに、淘宝网などの第三の取引のプラットフォームが存在する。	- 取引プラットフォーム上の店舗の店主: 直接の権利侵害者。 - 取引プラットフォーム提供者: 適切な注意義務を果たしているかどうかにより、それが間接又は直	「中華人民共和国商標法」第 52 条の規定によると、「商標登録者の許可を得ずに、同一品目の商品又は類似する商品上にその登録商標と同一又は近似する商標を使用する」及び「登録商標専用権を侵害する」とはいずれも登録商標権を侵害する行為に該当することから、店舗の店主は、通常、商標権侵害を構成する。 - 取引プラットフォーム提供者として、「契約法」等の規定とあわせ、適切な注意義務を果たしているかどうかを審査した (たとえば、事前告知を行っているかどうか、店舗の違法行

		接侵权（实践中，一般作为共同侵权处理）。
B2C 模式 (Business to Customer): 无第三方交易平台，由卖方在自己的网站上销售	• 卖方，也即网站所有者。 • 根据《中华人民共和国商标法》第 52 条的规定，卖方（即，网站所有者）通常构成商标侵权。	

	接の権利侵害幫助者になり得る。	為を発見した後に不作為行為等が存在したかどうか等）、その義務を果たしていない場合には、間接的な権利侵害を構成すると思われる。（実践においては、通常、共同での権利侵害として取扱われる。）
B2C パターン (Business to Customer): 第三の取引プラットフォームが存在せず、売り手が自らのウェブサイトで販売する。	• 売り手、即ちウェブサイトの所有者でもある。 • 「中華人民共和國商標法」第 52 条の規定によると、売り手（即ち、ウェブサイトの所有者）は通常、商標権侵害を構成する。	

根据以往的实践操作经验，对于电子商务中的商标侵权，律师通常建议如下：

1. 商标权人评估维权成本，对侵权交易量或者侵权交易金额巨大的侵权卖家，首先通过发送律师函，要求其立即停止侵权等，然后展开沟通交涉等，结合相关证据以及对方整改情况等，判断是否采取诉讼等措施。
2. 对于侵权卖家（交易平台上的店铺店主、或者网站所有者）进行举报，借助工商部门等行政力量制止侵权行为的再次发生。鉴于大多数侵权商品本身可能存在产品质量等问题，商标权人也可以考虑向质监局等相关部门进行举报。
3. 对于 C2C 模式中的网络交易平台提供商，商标权人首先通过发送律师函，要求其对侵权店铺店主采取相应的整改措施或向商标权人提供相应的帮助（包括向商标权人提供侵权店铺店主的注册资料等），然后结合相关证据以及其配合情况等，判断是否对网络交易平台提供商采取诉讼等措施。
4. 结合案件具体情况，建议采取的其他应对措施等。

网络域名中的商标侵权

网络域名中的商标侵权，主要是指将商标进行域名抢注。对于该问题，法律依据主要为《关于审理涉及计算机网络域名民事纠纷案件适用法律若干问题的解释》（最高人民法院；自 2001 年 07 月 24 日起施行；以下简称“《域名纠纷解释》”）、《关于审理商标民事纠纷案件适用法律若干问题的解释》（最高人民法院；自 2002 年 10 月 16 日起施行

これまでの実務経験によると、電子商取引における商標権侵害に対し、筆者は通常、次の通り提案する。

1. 商標権者が合法的権利を守るコストを見積り、権利侵害取引量又は権利侵害取引金額が莫大な権利侵害の売り手に対しては、まずは弁護士書簡の送達を通し、相手方に対し権利侵害を即刻停止するよう求め、その後、話し合い交渉等を行い、かかる証拠及び相手方真正状況等とあわせ、訴訟等の措置を講じるかどうかを判断する。
2. 権利侵害の売り手（取引プラットフォーム上の店舗の店主、又はウェブサイト所有者）を通報し、工商部門等の行政の力を借りて権利侵害行為の再発を制止する。権利侵害商品自身の多くが製品の品質上の問題が存在することから、商標権者は品質監督局等の関係部門への通報も検討するといふ。
3. C2C パターンにおけるネットワーク取引プラットフォーム提供者に対しては、商標権者はまず弁護士書簡の送達を通し、相手方に権利侵害店舗の店主にかかる是正措置を講じ又は商標権者にかかる協力（商標権者に権利侵害店舗の店主の登録資料を提供することなどを含む）を提供するよう求め、その後、関係証拠及びその協力状況等とあわせ、ネットワーク取引プラットフォーム提供者に訴訟等の措置を講じるかどうかを判断する。
4. 事案の具体的な状況とあわせ、その他対応策を講じるといふ。

ネットワークドメインにおける商標権侵害

ネットワークドメインにおける商標権侵害とは、主に商標につきサイバースクワッティングを行うことをいう。この問題に対しては、法的根拠は主に「コンピューターネットワークドメイン民事紛争事案の審理に適用する法律の若干事項についての解釈」（最高人民法院、2001 年 7 月 24 日施行、以下「ドメイン紛争解釈」という）、「商標民事紛争事案の審理に適用する法律の若干事項

行；以下简称“《商标纠纷解释》”）以及《中国互联网络域名管理办法》（信息产业部；自 2004 年 12 月 20 日起施行）等。对于网络域名中的商标侵权，律师简要制表分析如下：

商标类别	法律依据	简析
驰名商标	《域名纠纷解释》第 4 条：“人民法院审理域名纠纷案件，对符合以下各项条件的，应当认定被告注册、使用域名等行为构成侵权或者不正当竞争：（一）原告请求保护的民事权益合法有效；（二）被告域名或其主要部分构成对原告驰名商标的复制、模仿、翻译或音译；或者与原告的注册商标、域名等相同或近似，足以造成相关公众的误认；（三）被告对该域名或其主要部分不享有权益，也无注册、使用该域名的正当理由；（四）被告对该域名的注册、使用具有恶意。” 《域名纠纷解释》第 5 条：“被告的行为被证明具有下列情形之一的，人民法院应当认定其具有恶意：（一）为商业目的将他人驰名商标注册为域名的；……”。	由于中国法律对驰名商标的保护相对较为完善，因此，他人对驰名商标进行域名抢注，通常较易认定为侵权。
非驰名商标	《域名纠纷解释》第 4 条：“人民法院审理域名纠纷案件，对符合以下各项条件的，应当认定被告注册、使用域名等行为构成侵权或者不正当竞争：（一）原告请求保护的民事权益合法有效；（二）被告域名或其主要部分构成对原告驰名商标的复制、模仿、翻译或音译；或者与原告的注册商标、域名等相同或近似，足以造成相关公众的误认；（三）被告对该域名或其主要部分不享有权益，也无注册、使用该域名的正当理由；（四）被告对该域名的注册、使用具有恶意。” 《域名纠纷解释》第 5 条：“被告的行为被证明具有下列情形之一的，人民法院应当认定其具有恶意：……（二）为商业目的注册、使用与原告的注册商标、域名等相同或近似的域名，故意造成与原告提供的产品、服务或者原告网站的混淆，误导网络用	与对驰名商标进行域名抢注较易认定为侵权相比，对非驰名商标进行抢注需要满足法定情形，才能认定

についての解釈」（最高人民法院、2002 年 10 月 16 日施行、以下「商標紛争解釈」という）及び「中国インタネットドメイン管理弁法」（情報産業部、2004 年 12 月 20 日施行）等である。ネットワークドメインにおける商標権侵害に対して、筆者は下表に簡潔に分析する。

商標分類	法的根拠	分析
驰名商标	「ドメイン紛争解釈」第 4 条：「人民法院がドメイン紛争案件を審理するうえで、以下の諸条件に適合するものについては、被告がドメインを登録し、使用する等の行為は権利侵害又は不正競争を構成すると認定しなければならない。（一）原告が保護を求める民事權益が適法且つ有効である。（二）被告のドメイン又はその主要部分が原告の馳名商標の複製、模造、翻訳又は音訳を構成し、或いは原告の登録商標、ドメイン等と同一又は近似し、公衆の誤認を招くに足る。（三）被告は当該ドメイン又はその主要部分につき權益を有さず、当該ドメインを登録し、使用する正当な理由もない。（四）被告の当該ドメインの登録、使用には悪意がある。」 「ドメイン紛争解釈」第 5 条：「被告の行為に次に掲げる状況のいずれかがあることが証明された場合、人民法院は被告に悪意があることを認定しなければならない。（一）商業目的のために他人の馳名商標をドメインとして登録した場合。……」	中国の法律は馳名商標の保護について相対的に整えられていることから、他人が馳名商標につきサイバースクワッシングを行った場合、通常、権利侵害として認定されやすい。
非驰名商标	「ドメイン紛争解釈」第 4 条：人民法院がドメイン紛争案件を審理するうえで、以下の諸条件に適合するものについては、被告がドメインを登録し、使用する等の行為は権利侵害又は不正競争を構成すると認定しなければならない。（一）原告が保護を求める民事權益が適法且つ有効である。（二）被告のドメイン又はその主要部分が原告の馳名商標の複製、模造、翻訳又は音訳を構成し、或いは原告の登録商標、ドメイン等と同一又は近似し、公衆の誤認を招くに足る。（三）被告は当該ドメイン又はその主要部分につき權益を有さず、当該ドメインを登録し、使用する正当な理由もない。（四）被告の当該ドメインの登録、使用には悪意がある。」 「ドメイン紛争解釈」第 5 条：「被告の行為に次に掲げる状況のい	馳名商標のサイバースクワッシングが権利侵害と認定されやすいのに比べ、非馳名商標のサイバースクワッシングは法で定められた状況に適合しないと権利侵害とは

	户访问其网站或其他在线站点的；（三）曾要约高价出售、出租或者以其他方式转让该域名获取不正当利益的；（四）注册域名后自己并不使用也未准备使用，而有意阻止权利人注册该域名的；（五）具有其他恶意情形的。……” • 《商标纠纷解释》第1条：“下列行为属于商标法第五十二条第（五）项规定的给他人注册商标专用权造成其他损害的行为：……（三）将与他人注册商标相同或者相近似的文字注册为域名，并且通过该域名进行相关商品交易的电子商务，容易使相关公众产生误认的。”	为侵权。
--	---	------

	ずれかがあることが証明された場合、人民法院は被告に悪意があることを認定しなければならない。……（二）商業目的のために原告の登録商標、ドメイン等と同一又は近似したドメインを登録し、使用し、原告の提供する製品、サービス又は原告のウェブサイトとの混交を故意にもたらし、ネットワークユーザーに自己のウェブサイト又はその他のオンラインサイトをアクセスするよう誤認させる場合。（三）当該ドメインを高値で売却し、レンタルし又はその他の方法で当該ドメインを譲渡することで不正な利益を獲得するよう求めた場合。（四）ドメインを登録した後、自らは使用せず、使用する予定もなく、権利者が当該ドメインを登録することを阻止しようとする場合。（五）その他の悪意の状況がある場合。……」 • 「商標紛争解釈」第1条：「次に掲げる行為は商標法第52条第（五）項に定める他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらす行為に該当する。……（三）他人の登録商標と同一又は近似する文字をドメインとして登録し、なお且つ当該ドメインを通し、かかる商品取引を行う電子商取引が、公衆に誤認させやすいもの。」	認定されない。
--	---	---------

根据以往的实践操作经验，对于网络域名中的商标侵权，律师通常建议如下：

1. 驰名商标以及非驰名商标的商标权人，可以首先通过中国互联网络信息中心，按照其域名争议解决办法、规则和程序，要求中国互联网络信息中心的专家组裁决注销抢注人已经注册的域名，或者裁决将抢注人注册的域名转移给商标权人。
2. 在抢注人对域名的注册和使用不构成侵权的情况下，商标权人可以与抢注人进行协商，并以合理对价从抢注人处购入域名。
3. 鉴于域名注册的成本较低，对于与注册商标近似的域名，商标权人也可以考虑提前进行域名注册，防患于未然。
4. 结合案件具体情况，建议采取的其他应对措施等。

综上，对于前述互联网中的商标侵权，商标权人均可以依据现行有效的法律法规，采取相应的应对措施；当然，维权方式、证据收集、以及维权成本等问题需要予以重点关注。

これまでの実務経験によると、ネットワークドメインにおける商標権侵害に対し、筆者は通常、次のような提案をする。

1. 驰名商标及び非驰名商标の商標権者は、まず中国インターネット情報センターを通し、そのドメイン紛争解決方法、規則及び手順に基づき、中国インターネット情報センターの専門家チームに対し、すでにサイバースクワッシングにより登録済みのドメインを抹消する裁決、又はサイバースクワッシングにより登録済みのドメインを商標権者に移管する裁決を求める。
2. サイバースクワッシングを行った者によるドメインの登録と使用が権利侵害を構成しない場合、商標権者はサイバースクワッシングを行った者と協議し、且つ適切な価格にて相手方からドメインを購入することができる。
3. ドメイン登録のコストが相対的に低いことから、登録商標と近似するドメインに対しては、商標権者は事前にドメインを登録することで、災いを未然に防ぐことができる。
4. 事案の具体的な状況とあわせ、その他の対応策を講じるとよい。

以上から、前述のインターネットにおける商標権侵害

备注:

请点击以下网址, 查看相关法令的全文内容:

《中华人民共和国商标法》

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zcfg/flfg/sb/fljxzf/200804/t20080403_369302.html

《中华人民共和国商标法实施条例》

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zcfg/flfg/sb/fljxzf/200804/t20080403_369301.html

《关于审理涉及计算机网络域名民事纠纷案件适用法律若干问题的解释》

<http://www1.china.com.cn/chinese/zhuanti/198403.htm>

《关于审理商标民事纠纷案件适用法律若干问题的解释》

http://www.sipo.gov.cn/sipo/flfg/sb/sfjs/200703/t20070329_147989.htm

(里兆律师事务所 2009 年 02 月 13 日整理编写)

に対しては、商標権者は現行の有効な法律法規に照らして、かかる対応策を講じるとよい。勿論、適法な権益を守る方法、証拠収集、及び合法的権利を守るコスト等については、重点的に関心を払う必要がある。

備考:

かかる法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国商標法」

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zcfg/flfg/sb/fljxzf/200804/t20080403_369302.html

「中華人民共和国商標法实施条例」

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zcfg/flfg/sb/fljxzf/200804/t20080403_369301.html

「コンピューターネットワークドメイン民事紛争事案の審理に適用する法律の若干事項についての解釈」

<http://www1.china.com.cn/chinese/zhuanti/198403.htm>

「商標民事紛争事案の審理に適用する法律の若干事項についての解釈」

http://www.sipo.gov.cn/sipo/flfg/sb/sfjs/200703/t20070329_147989.htm

(里兆法律事務所が 2009 年 2 月 13 日付で作成)